

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

第11回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成13年10月30日（火） 9：00～11：00

2. 場所：合同庁舎4号館共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）宮内義彦議長、飯田亮議長代理、生田正治、奥谷禮子、河野栄子、鈴木良男、清家篤、高原慶一郎、八田達夫、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員

（政府）松下副大臣、渡辺大臣政務官

（事務局）[内閣府]坂政策統括官、岡本審議官、竹内審議官、磯部審議官、西参事官、松山参事官、枝廣参事官、二川参事官、松葉参事官、吉原事務室長、長屋事務室次長

4. 議事次第

（1）その他分野の検討課題について

（2）その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、時間でございますが、開会の前に一言申し上げたいと思います。先週、この会議が予定しておりましたけれども、私事のために今日に変更させていただきまして、皆様方に変御迷惑をお掛けいたしました。また、大変皆様方に御心配等をいただきましたことを心から御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ただいまから「第11回総合規制改革会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、松下副大臣、渡辺大臣政務官もおいでいただいております。ありがとうございます。

本日は、神田、佐々木、村山委員が御欠席でございます。

本日の予定でございますが、重点6分野以外の分野の検討課題について御議論をいただくというのが主な目的でございます。

重点6分野以外の分野、いわゆるその他分野というものにつきましては、事務局で内外からの意見、要望事項を取りまとめ、当該分野の検討課題について、主査の皆様方と打ち

合わせを行っている段階でございます。

本日は、まず、事務局から内外の意見、要望について御紹介いただき、その後、分野ごとに主査の皆様方から、現時点で考えられる検討事項の御説明をいただきまして、質疑、意見交換をお願いしたいということでございます。

なお、最終意見の取りまとめ方など、その方針について議論をしたいわけですが、できる限り多くの委員の御参加をいただきたいということもございまして、本日はちょっと時間の都合、あるいは議論を始めますと、その他分野の検討課題の議論の方がおろかになるということになっても困るということで、次回の会議で6分野の検討状況も御紹介いただき、そうした全体状況を踏まえた上で御議論をいただくことにしたいと思います。その方がより全体像をつかんだ議論ができるのではないかとこのように考えるわけでございます。

また、あらかじめ申し上げますと、主査が作成されました本日の検討課題の資料には、いろいろな性格のものが入っておりまして、この12月までに仕上げられそうなものから、まとめるには来年度以降も更に検討が必要だと思われるもの、更に各省とまとめるのは非常に難しいのではないかとと思われるもの、いろいろなものが含まれております。今後、主査の皆様方をお願い申し上げたいのは、これらにつきまして、仕分けをできるだけしていただくと、その上で次回の会議で、12月の意見をどのようにまとめるかについて議論をしていくということがよろしいかと存じます。

それでは、まず、事務局から資料もございまして、内外の意見、要望、これにつきまして御説明をお願いいたします。

○吉原室長 お手元に資料番号は打っておりませんが、少し厚い紙で「分野別意見・要望一覧」という資料がお配りしてあるかと存じます。これは、各関係の団体でございまして、そういうところから出されました要望を分野別、それから団体別に整理をしたものでございまして、例えばIT、エネルギー、医療というふうなことになっております。例えば、1ページめくっていただきますと、ITにつきまして言いますと、例えば経済団体連合会の方からどういうふうな要望が出てきているのかと。そのほかに、例えばアメリカ、あるいはヨーロッパというような国から出ているような要望もございまして。

仮にこちらの方で関係省庁と思われるところ、あるいは要望先の方から御指定のあった関係省庁が書いてございますけれども、これにつきましては若干割り振りについて御異論のある部分がありますので、現在調整中のところもございまして、そこは仮のものというふうにお考えいただければと思います。

それから、ITにつきましては、今、ちょっと申し上げましたけれども、基本的にはIT戦略本部の方で御担当をいただくというふうな位置づけになっているわけでございます。これはそれぞれに、1ページ内外のバック資料と言いますか、詳しい資料が付いております。そういう意味では全体の資料は20センチ、30センチにもなる大変厚い資料なんですから、とりあえず担当の主査の方には当該分野の要望の写しはお渡ししてございます。御要望がございましたら、こちらの方でまたお渡しいたしますけれども、大変大部になりますものですから、とりあえずどういう項目が出ているかということをごらんいただくようにということで、目次だけを本日は用意いたしました。

簡単でございますけれども、以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。これを御説明いただくには大変なことだと思いますけれども、今の御説明に何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、その他分野の検討課題の御説明に入りたいと存じます。

まず、基準認証、資格制度、保安分野につきまして、清家主査から御説明をお願いいたします。清家さんは、ちょっと所用で退席されますので、一番最初ということでお願い申し上げます。

○清家委員 どうもありがとうございます。それでは、この基準認証分野についての検討課題の案について簡単に御説明したいと思います。

まず、基本的なスタンスですけれども、これはほかの分野と同じかと思っておりますけれども、基本はできるだけ情報を開示してもらって、規制の在り方を事前規制から事後規制あるいは事後監視へ移行できるものをできるだけ移行していくということが基本的な原則だと思います。

ただ、勿論、この基準あるいは認証等については、特に生産者と消費者の間の情報の非対象性を最終的に解消できないような部分もありますし、また特に危険物等については非可逆的な損失が発生するような場合もございますので、その際には最小限の事前規制が許容される場合もあり得るということだろうと思っております。

これも、ほかの分野と基本的には同じかと思っておりますけれども、具体的な規制の見直しの判断は、まず規制の見直しに関する要望があるかどうかということですので。

第2に、仮に要望があったとしたときに、そうした要望が社会全体として合理性を持ち得るかどうかということだろうと思っております。

特にその際の合理性の有無については、例えば規制によってレントが発生するといったような社会的な資源配分がゆがめられていないかどうかということ。それから、必ずしも

すべてグローバルスタンダードに合わせる必要があるというわけではありませんけれども、国際化が進展しているわけですから、そうした基準認証等についても、国際的なスタンダードと照らした場合に、著しく異なっているというような場合には、やはり何らかの改善をする必要があるというふうに考えられるかと思えます。

私どもの担当分野については、数多くの意見、要望が提出されておりますけれども、今申しましたような考え方に立って、具体的な事項について検討していきたいというふうに思っております。

まず、基準認証ですけれども、基準認証等については、これは政府の直接的な規制の必要最小限化を図るということを基本にして、各省庁で見直し作業が行われてきているわけですが、今後ともそれぞれの担当省庁において、あるいは府庁において、これまでの検討結果を踏まえて、できるだけ自己確認、自己保安を基本とした制度への移行を図っていただきたいことになっているわけであります。

我々としてしましては、各種の制度の見直し状況を注視していくわけですが、特に幾つか各界からの要望が強く、しかも先ほど申しました基準から言うと、諸外国の制度と比べた場合、必ずしも合理性があるというふうには思えないものについて、特に規制改革推進3か年計画に記載された実施期間の前倒し等についての検討を具体的に行うというふうに考えております。

具体的には、次の基準認証については、2点その対象になるかというふうに思っております。

1つは、通信端末機器等の技術基準に関する自己確認方式の導入ということで、これは平成15年度までに検討ということになっているわけですが、これは技術基準への適合について、法律に基づいた、指定された機関の認定を受ける制度となっているわけですが、これはメーカー等から、自ら技術基準に適合することについての宣言を行うことによって変える制度にして欲しいという要望が強く、またそれについては、欧米等について既にそのような形になっておりますので、こうした要望に基づいて、これを現在の制度から自己確認方式に少し早めて改善していくということが必要かと思えます。

勿論、こういった自己確認制度を導入するに当たっては、逆に事後監視、事後規制を強化するという意味で、義務違反の場合の製品の回収命令ですとか、あるいは罰則の強化等が必要になるかと思えます。こういった点も国際的な基準に合わせて変えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

2つ目は、これも要望がメーカーから非常に強いわけですが、「電気用品

安全法の規制緩和」。これは、実は従来、型式認証方式であったものを届出制にしたわけですけれども、そのときに、従来は一部事業者を単位として認可が行われていたような部分についても、今度届け出になったために、一々製品ごとの単位で書類等を提出しなければいけなくなったという規制の緩和に伴って、一部かえって規制が強化された部分がある。そのところをもう少し緩和する必要があるのではないかと考えてございます。

次に危険物と保安の問題については、これは、実は要望事項が非常に多いわけですが、ただ、それらの要望事項が非常に個別的、かつ技術的な要望になっておりまして、実は我々としても、まだそれぞれの項目が具体的にどのような問題を含んでいるのか、現時点では十分に判断ができる段階ではないわけでありまして。

そういう意味で、私といたしましては、できるだけ事務レベルで要望提出団体等を通して、この要望の趣旨、あるいは論点等を技術的な面を中心に十分に確認したいというふうに思っております。それを踏まえた上で、関係省庁とのヒアリングを行い、我々として取り上げるべき項目についての検討を行っていきたいというふうに思っております。

それから「資格制度」についてですが、これは2つのポイントについて、既に去年の規制改革委員会で相当精力的に取り組んでこられた分野であります。

まず、1つは、事務系の8資格、すなわち弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、行政書士という、この8つの資格に関わる資格団体への強制入会制度を見直すということを見直すということでありまして。

これについては、今申しましたように、去年の規制改革委員会で、かなり精力的に取り組んでこられた分野でございまして、規制改革推進3か年計画におきましても、資格者間における公正有効な競争を担保するという観点から、公正取引委員会が資格者団体の行う自主規制の実態を把握し、その結果に基づいて所要の改善処置を講ずることになっております。

私どもとしましては、こういった取り組み状況を踏まえつつ、引き続きこの点について検討を加えていく必要があるのではないかと考えております。

もう一つは、事務系5資格、これは弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、社会保険労務士の5つの資格でございまして、これに関わる報酬規定の在り方の見直しでありまして、これもやはり去年の規制改革委員会において相当精力的に取り組まれた分野でありまして、規制改革推進3か年計画において資格者間における競争を活性化するという観点から、報酬規定を会則記載事項から削除するという点について、平成13年度中に結論を得ることになっております。我々としては、これがきちっと、そのように実行され

るかどうにか引き続き注視するとともに、必要であれば更に検討を加えていきたいというふうに思っております。

基準認証の分野については、以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、八代さん。

○八代委員 最初に、ちょっと主査がおっしゃいました、まず要望があるものについて検討するというところでございますが、ここに寄せられている要望というのは、どちらかと言うと、非常に組織化された団体、経団連とか連合とか、そういうところからはたくさん来るんですが、言わば声なき声というのは、必ずしもこういう組織があることすら知らないわけで、要望が出てこないわけです。ですから、必ずしも要望がなくても、こちらから必要なものは取り上げるというスタンスもよろしくお願ひしたいと思ひます。

例えば、具体例を挙げますと、実は、これは八代さんから教えていただいたんですが、美容師とか、散髪屋さんとか、そういう人たちの資格が高卒以上でなければいけないというものがあると、何の根拠でこんなことが必要なのかということについて規制改革委員会時代に取り上げたんですが、多分、ナシのつぶてだと思ひますので、なぜ中卒の人ができないのか、あるいは高校を中退した人ができないのかと、明らかにこれは一種の参入規制でありまして、そういうようなものがほかにも幾つもあると思ひますけれども、是非そういう要望なきものについてもできる範囲で御検討をお願ひしたいと思ひます。

○宮内議長 鈴木さん。

○鈴木委員 資格制度ですけれども、これは3年ほど掛かって、私どもがやったんですけども、強制入会の問題というのは、実はこの次のなるものに譲ろうということであれしたものでありますので、是非その目でしっかり見ていただきたいと。

報酬規定については、行政書士が最初にとって、それから弁理士がとっておるんですけども、そのほかのところも皆報酬規定というのは、要するに外す方向であります。ただ1つ御注意いただきたいのは、弁護士会です。弁護士会は、態度が必ずもはっきりしていないと、ということは、そのほかのものは所管官庁というものがあって、それぞれの法律によって、要するに監督指揮を受けておるわけですけれども、日弁連というのは所管官庁なしと、監督する官庁なしと、こういうシステムの中でありまして、日弁連の自由意思によらないと、できないというのが過去の仕組みであって、現在の仕組みでもあるということがありますから、そこら辺を果たしてそういうことでやっていくのがいいのかとい

う、それが今日的にも当たり前なのが最も先頭にやるべき弁護士がそれをしないというのは、それがジャスティファイされるのかという視点がございませぬので、是非その点も考えてお取り組みいただきたいというので期待しております。

○清家委員 どうもありがとうございました。なるべく、そのような方向で進めたいと思います。特に八代委員が言われた点については、恐らくインサイダーと、アウトサイダーの利益が相反するような場合、インサイダーの人たちは、比較的団体等を形成して大きな声が出るわけですが、アウトサイダーの人たちは、なかなかそういう声が出てこない部分もあると思いますので、そういった点にも注意しながら議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

○宮内議長 あと、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。次に「エネルギー・運輸分野」に入りたいと思います。鈴木主査から御説明をお願いいたします。

○鈴木委員 「エネルギー・運輸分野」につきましては、私は前回詳細に御説明いたしましたので、今日はもう簡単にさせていただきます。

第1番目にエネルギーについては、電力でございますが、現在小売りの自由化というのが着々に行われておる最中でございますけれども、それを促進していくという問題でございます。

と申しますのは、97年だったと思っておりますけれども、97年あるいは98年に掛けて、第1回目の小売りの自由化という日本で初めての思想を取り入れたわけですがけれども、そのときに法施行3年後、これは平成15年になるわけですがけれども、その15年後に結果というものを踏まえて、さらなる小売りの自由化というものを検討するということにならざるを得なかった事情があるわけです。私どもはそれを認めるわけではなかったんですけれども。その平成15年に検討して、一体いつ結論を出すんだということが大変問題であったわけでありまして、昨年、規制改革委員会においては、平成15年というのは、これは検討開始ではない、結論のときだと、つまり法改正がされることだ、あるいは新しい制度が施行されることだと、こういうふうに時期を繰り上げたわけです。

したがって、平成15年には、その結果が出るということは、もう今年あるいは来年に議論をきちっとしないと間に合わないわけです。ということで、それをポイントとしております。

範囲については、現在、2万ボルト、4,000キロワットの受電能力がある、つまり超高压のものについて、これは発電する人と、それから自由に特定の顧客と契約して提供でき

るということになっております。

規制改革3か年計画においても3年後の検討というところにおいては、更にそれを高圧、あるいは家庭までいく低圧というところまで進めるのか、あるいはプール化の問題をどうするのかということを検討項目としておるわけです。ですから、自由化範囲というものの拡大という問題を議論するのが第一でございます。

「卸（プール）市場の整備」という問題が当然伴ってあるわけでありまして。

現在の託送制度というのについては、これはNTTでもあったんですけども、やはり自分の設備というものは義務的な使わせるということに電力会社はなっておるんですけども、やはり自分も発電し、自分の設備を使わせるとなると、何となく、少し言ってみたいという気持ちになることがあるわけですので、いろいろな問題がある。去年の提言では、そういう幾つかの事例を挙げて、そういうことをしてはならないということを書いてあるわけですけども、その問題でございます。

送電設備に関するルールというのは、例えば大きな発電所をつくって超高圧等で運ぶというような、そして特定のユーザーに対して供給するというような場合に、従来の電力会社に対して送電整備をつくれというふうに言うのか、あるいは両者が協力してつくるのか、そこら辺のルールをはっきりしておかないと問題があるというので、問題提起しております。

次の送配電線設備というのは、これは、例えばある工場があって、そこで発電しておると、そして例えばその発電を小売りの自由化の原則の下で、すぐ道路を隔てて、すぐ隣りにあるところへ送りたいという事態があったとしても、今、発電は自由化されていますけれども、送電というのは、電力会社が独占しておる。これはある譲歩です。要するに小売りの自由化をするために、発電には参入を自由にするけれども、しかし送電は独占という、一定の時期の経過的なことで、そういうことになっておるわけですけども、そうすると、郊外から道路を隔てるというと、これは送電になるわけですから、そうするとそれは電力外支給電力の独占という、このナンセンスなことが行われておるわけですから、これは外していくべきであって、発送電ともに独占というものは廃止していくということが当然の問題として起こってくるので、その問題です。

系統運用のルールの整備と中立化というのは、これは技術的な問題になりますので、ちょっと簡単に言えますけれども、要するに電力が少なくなったり、多くなったりするときに、どこのものを使ってどうやって入れるのかという、そういうアクセル、ブレーキみたいなものがあるわけですけども、それを9電力関係でコントロールするのでは、これは

おかしいでしょうということです。

次の送電部門と他部門の情報遮断の厳格化というのは、これはNTTと全く同じことです。要するに発電する人と、送電する人とかが、同じ会社でやっておって、しかも発電部門は自由であって、送電線は、つまり9電力が持つておる発電と、それから新しい人と同じ条件で送るといことは言っておるんですけども、言うはやすくして行うはなかなか難しい問題であって、この間の情報遮断をきちっとしておく。端的に言うと、会計のきちっとした分離によってそういうルールを確立しなければいけないと。これは、行き着くところは送電分離という問題にも行き着く問題であります。

当然こういうことをやりますと言うと、それをウォッチする機関というのが絶対に必要になってくるわけです。そういう規制機関というものの独立という問題であります。

そういうことではありますが、これは非常に緊急性を実は持つておるわけでありまして、と言いますのは、この11月からエネ庁では、電気事業審議会と昔は言っておりましたが、今は合併して何とかという名前を変えておりますけれども、そこで審議を開始するわけです。95年、97年に私らが行政改革委員会でやったときにも、実は電気事業審議会というのがスタートしておりまして、こここのところが業界の、いわゆる利害関係者の全部入ったところがございますから、必然的に利害関係者の利益に合致したようなものがどうしても中心になっていくという経緯がありまして、これを本来需要家のためのという立場に立って引き戻すのに対して大変苦勞した経験がございます。

したがいまして、まさに立ち上がろうとしているわけですから、我々の方が今回は審議が先ですから、これはどうしても今年度に、この方向というものに対してしっかりした中立的な、しかも公正な見解を述べる必要があるという意味で、特にそういうことを御注意いただきたいと思えます。

第2番目の「ガスにおける競争促進の進行状況」ですけれども、これは要するにLPガス、都市ガス、簡易ガスなどが入り乱れておりますけれども、こここのところの仕組みというのが、もう少し整合してきちっとした構造改革というのをやっていくという必要があるわけでありましてけれども、この問題はまだなかなか進んでいないので、つくるつくると言っておっても、なかなか構造改革の具体案がエネ庁の方から出てこないという点がございまして、それをきちっとつくらせて、そして推進させるということが必要だと思っております。

都市ガス自由化の範囲の拡大と、供給区域規制の見直しですけれども、都市ガスについては、供給区域という独占区域を定めておく、定めておいても必ずしも供給しない。これ

を休眠区域と言っていますけれども、こういうナンセンスなやり方をやっておるわけでありますので、ここのやり方を見直していかないといけないということでございます。

これは伴ってパイプラインの整備と深くつながるわけですが、日本の都市ガスというのは、大体20万都市の中で完結的にその中で1つのネットワークがあるだけでありまして、都市ガス間をつなぐ大きなパイプラインと言うか、動脈がないわけです。こんな状態で、例えば北海道でつくったガスを東京へ送るといような小売りの自由化みたいな電力的なものをやろうとしても、これは不可能なんです。ですから、パイプラインというものを整備するということが望ましいわけです。

それには、どういうふうな形でやっていくのかという、今言った供給区域の規制というものを取るのはもとよりのこと、更にパイプラインを整備したものが、これがメリットがあるというような形でやらないと、本当の意味でのガス業界における競争というのは起こってこないわけです。ということを目して、パイプラインを整備するのをどうしたらいいのかという問題です。実施時期はいずれも、平成15年に実施していただこうと、こういうことでございます。

そのほかは、個別な規制でございますが、これについては、さっき御説明がありました、その中で取り上げるべきものを取り上げると。なかんずく、前から問題になっておりますC重油というのは、いわゆる禁止的な関税が入って、日本政府は関税を一文たりとももらっていません。つまり、禁止されておるからです。それが、特定業界の利益のためにやられているという問題をどう考えるかという問題で、個別規制の中のスペシフィックな例でございます。

続いて「運輸分野」を申し上げますと、需給調整規制というのは、なるほど廃止しました、廃止しましたが、ではその後ものすごく運輸分野というのが活発化しているかと言うと、規制緩和後の規制状態という奇妙な現象が一部起こっておるのではないかという視点があるわけでありまして、要するに役に立ててくれなければ意味がないということで、その後の問題というのを検証して、更にそういうところに民規制的なものが多くなってくるでしょうけれども、何らかの措置というものを考えていくという問題であります。

タクシー分野の緊急措置というのは、これは非常に政治的にも問題が出てきてもめた問題ですが、緊急調整措置というタクシー免許制を廃止し、そして需給調整規制を取るということは、形の上ではやるはやったんですけれども、しかし緊急調整措置、要するに非常に需要が少なくなったときには、緊急調整と言って、需給調整規制を復活させるということが1つ。

それから、料金は、運輸業界はすべて上限規制であって、下限なしと、下限というのは勿論独禁法に言う、いわゆる不当廉売というものを下限とするということに、すべての業界はなっておるんですけれども、タクシーだけは料金の許可制というのを残しておるとい
う問題でありまして、ですから、料金はほかの分野はみんな届出制になっておるのに許可
制を残しておいて、これが追い越し禁止と言うのか、要するに安く340円で乗せておいて、
1,000円も走ったら普通の660円に始まるものよりも高くなるというようなところだけを
チェックしたいというのが、当初の運輸省の説明であったわけですが、この問題に
対して、もう既に今、そういう省令か何かでの措置がほぼ決まって、間もなく交付される
わけですが、そこら辺に対して厳重な監視をするという態度を常に表明してまい
りましたので、これをはっきりさせたいということでもあります。

3番目の港湾運送事業というのは、これは需給調整規制を廃止したわけですが、
現在、九十幾つある特定港湾とか言いましたけれども、その中で9港湾ぐらいまでは需給
調整規制が取られて免許制があるわけですが、残りのものが進んでいないと。もう
そろそろ進めなくてはいけないときでしょうという問題です。

混雑空港での発着枠に対しての新規参入者。これは、現在、羽田は3スロットですから、
往復で6便です。というのは、ここまでを新規参入者と言って、それを優先的に配分する
ということで、しかし、4便目になると言う、いわゆる従来のANAだとか、JALと
同じような業者として扱ってやっていくと言うんですけれども、3つでは商売にならない
わけです。ですから、これをもう少し商売になるような形にするためには少し増やさなけ
ればいけないという問題が前からあるわけですが、その問題でございます。この混
雑空港と言うのは、専ら羽田を指しております。

トラックにおける営業区域と保有台数の制限と言うんですけれども、運輸業界というの
は、要するに規制というものは免許から許可へ、許可から届出へ、届出から無規制へとい
うその流れを本来取るべきものだし、経済の実態というのはそれより先立って、そうい
うふうに行われておるわけです。そういうような状況になっておいて、トラックだとか倉庫
というものの規制というのは、事実上規制があるだけであって商売の実態では料金規制な
んていうのは、昭和の40年代から無視されておる。そういう業界を10年遅れで規制が取
っていくという業界です。そういった点からトラックというものが、果たして今、許可制が
必要なのか。それから、営業区域などを決めております、あるいは保有台数規制などを決
めておりますが、それが必要なのか、実態というのは、それよりも先に行っていますよ
ということから、それを見直したいということで、ちなみに、90年、91年に物流2法論で倉

庫とトラックというのは、免許制から許可制になっておるわけです。この2つのうち倉庫については、そういう意味合いで、昨年度でしたかこの許可制をやめて、今、登録制に移行しようとしております。トラックもそろそろの時期でございましょうという意味合いであって、これはちょっとビッグな問題だというふうに思っております。

内航海運の暫定措置というので、非常に不合理な既得権保護のやり方が15年間の長期にわたって行われるというシステムであって、この問題がありますけれども、いつまでも15年というのを続ける問題ではないということで、要するに既得権益があるものに対して、国ではありませんが、次の新たな参加者がお金を払ってやるという形ですから、これは入れ替わりが行われないわけです。ですから、こういう制度は、もう見直すべきだという問題であります。

トラック運輸に関する重量規制、車高規制。これはISOのコンテナみたいな大型のものに対してですけれども、これも何回も議題になってくる問題であります。そういう問題を個別の問題として考えていきたい。

そのほか、さっき吉原室長から説明があったかと思いますが、個別の規制が非常にたくさん寄せられております。全部やるわけにはとてもいきませんが、必要なものは対象にしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○宮内議長 情報通信は。

○鈴木委員 では情報通信を続けて申し上げますが、これは前々回のときにもありましたが、情報通信分野については、IT戦略本部が主体となってやると。総合規制改革会議においては、これに対して協力をすると、こういうポジションであるわけでごさいます、これはそういう形でやっていきたいというふうに考えております。とにかくあらゆる分野を考えてみましても、ITの分野というのは最も経済の発展というのに対してプロミシングなところであることは言うまでもないということでもありますので、これも精力的にやっていかなくてはならないと。

そして、確かにIT分野というのは、数年間で様変わりをするほどの、規制的にも様変わりをしたが、実は商売の方が様変わりをしておるので、刻々に変更しているわけです。

常に問題になってきますのは、さっきの電力ではありませんけれども、やはりNTTの在り方という問題は、これは根っこのところであって、これは時代対応型に、この仕組みを変えていかないと、どうしてもここの業界というのが活性化してフェアで透明なルール

の下でやられるということにはならないという問題認識から、どうやったらN T Tというものが競争体として存在し得るのか、あるいはそのほかのN C Cと言われる話ではないと思いますけれども、他のいろいろな参入者というものが公正な競争ができるのか、その仕組みというのをきちっとつくりないと、N T Tの方も毎年毎年経営形態の議論をぶっかけられて、いつも政治力を使ってそれをつぶしておるというのでは、これは全くロスでありまして、とにかくきちっとした形をつくりたいという問題だと思います。それをI T戦略本部と協力してやっていくつもりです。

それから、電力線を使って周波数を変えて、要するにA D S Lなどを送れるだなんて、こういう全く今まで思ってもいなかった問題が、技術的なかなりフィージブルになってきておるということがあるわけです。要するにコンセントをつなげばA D S Lで送れるということですから、電話よりもはるかに有利。こういうものが出てくれば、N T Tというものと全く正面からの競争になってくるわけですが、その技術的可能性というものと、それから当然そういうふうになりますと言うと、N T Tと同じ問題が起こってきて、電力会社がそれに参加するのは結構だけれども、しかしそのファシリティーというのは、これはいろいろなプロバイダーに対して提供されるべきものであるかというふうに思います。そうすると、公正有効競争というのが議論になってまいります。この問題でございます。

N H Kの在り方は、これも過去に2回ほど取り上げたことがあるわけですが、情報と通信の融合という前に、やはりN H Kというものが非常に豊富な情報資源と言いますか、放送の資源というのをっておるわけですから、これを活用しない手はないわけでは、今のN T Tという特殊法人の形でもって業務範囲の拡大ということで活用していいのか、悪いのか。この問題に尽きるわけでありまして、大いに活用すべし、されどどうやって活用するのかと、この問題があるわけでありまして、そこら辺を中心としてやっていきたいと。

それから受信料制度というものでやっていますけれども、この受信料制度というのは、これは要するにおおよそテレビを買ったならばN H Kは見るはずなんだから、金を支払う契約をしなくてはならないという規制ですけれども、そういう時代ではないんではないかと、かつてN H Kしかなかった時代とは違うんだから、要するに自由な契約によってN T Tがあれだけの実力があるんだったら契約してやればいいと、それを可能にしたのがB S放送ですから、そういう問題時期を控えて、その在り方というものを議論するというので、これはもう過去2回ほど取り上げてまいっておりますけれども、この問題を取り上げてみ

たらと思います。

それから、通信法と放送の両分野にまたがって、かつては要するに通信と放送の融合だなんて言うておっても、具体的には何だということ、はっきりしない時期がずっと続いたんですけれども、しかし現実にはCS放送だとか、あるいはCATVその他の問題の発展というものによって、あるいは光ファイバーの整備というものによって、これが現実のものになってきておるわけです。ですから、それを見分けて法制度をしっかりとものに構成しておかないといけないという問題です。

それから、周波数の問題については、しばしば非常にオークションという議論がされてきまして、私もオークションの問題については、もう2～3度研究したことがあって、また提言もしておりますけれども、このオークションというのはよい意味がある反面、悪い反面もあるわけでありまして、この問題は当然のこととして考える。考えると同時に、今、周波数というのは、これは貸すという形になっておるわけですが、しかし、借りたものがそのまま居座ってしまって、非常に利用率が低いにもかかわらず、そのところにおるといふ、この問題があるわけです。そして立ち退けというふうに言いますと、そうすると立ち退き料が非常に高くつくわけです。この問題がありますから、端的に言いますと、低利用の周波数体というものは、もしオークション制度を取らないのであるならば、これは低利用周波数体の変換手続というものが、これをはっきりさせておいて利用状況がある程度のところになっておったときには、それは変換すると。補償というものをするとしてみても、それがどういう基準で補償するのかというルール。

先に行政改革委員会では、付与するときにおける、公平で一義的な解釈をするルール化ということをおっしゃっておりますけれども、例えばそういうシステムを取るとしたら、今度は取り上げるときの利用の仕方の調査と、それから取り上げるときの補償のルールというものをこれを手配しておきませんと、今後周波数が非常多面的に使われていって、最も効率的な配分をしなければいけないと、そういうことから最も研究度の高い問題として考えなければいけません。勿論、オークション制度というものの欠点を除くということも含めて議論をしなければいけないというふうに考えております。

更に周波数の利用の柔軟化というのは、通信と放送というのは、これが融合してまいりますと、要するに光ファイバー網で通信も放送も両方ともやってしまうという時期が来るわけです。そういうときに控えて共用免許などを考えるという問題です。

以上がITでありまして、これはIT戦略本部と協力して議論を詰めていくという考え方をしております。

次に、郵便事業分野ですけれども、これも何度も取り上げ、かつ浮かび、かつ沈みの話でやってきたわけですから、郵便事業の民間開放というのは、民間に対して禁止しているわけですから、その禁止を解くのは規制改革の問題でまさしくあるわけですから、いろんな経緯から過去に議論されて、そのままになってきたというものがあります。これについてどう考えるのか、あるいは他の機関もあるかと思えます。その他の機関でそういう結論をお出しになるのか。

ポイントを言いますと、今の総務省ですか、郵政省によって、つまり競争事業者を規制するシステムというのを、競争の当事者がつくるというのは、これはナンセンスですから、郵政省が自分だけでつくるという動きであっては、これは国民の合意は得られるわけがないという問題があるので、その視点が大事だと思っております。

その他の個別規制については、前の話題と同じであります。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。大変盛りだくさんで、今、御発言がございましたように、情報通信の問題につきましては、IT戦略本部へ当会議が協力をしていくということで進める。したがって、ただいまの御指摘いただきました点も、その場で検討課題として生かしていくということにさせていただければと思います。

それから、郵便事業につきましては、当然当会議の課題ではございますけれども、現在、総理自らが郵便事業の民営化問題を専門的に検討するための会議をおつくりになって、そこで検討されるということが報じられております。したがって、その議論を見た上でというような考え方もあろうかと思えます。いずれにいたしましても、我々の出番というものをごりながら考えるということが必要かなというふうに思います。

それでは、ただいま御説明がございました、エネルギー、運輸、情報通信等につきまして御意見、御質問等がございましたら、どうぞ御発言ください。

○生田委員 エネルギーと運輸のところは、鈴木さんの下に私もぶら下がっておりまして、働いていないんですけれども、身内ですし、それから私は重点6項目と環境をやらせていただいておりますが、そこには鈴木さんがいらっしゃって、これはもう大変働いていただいているんですが、いずれにしても総合乗り入れしているんです、ここで申し上げることもなく、内々話せばいいんですが、エネルギー分野のガスの関連でパイプライン整備の促進というのが出ております。これは、重点6項目の環境の方でも、やはりクリーンエネルギーということで、本当は原子力が一番いいんでしょうけれども、それが当面難しいという前提を立てばガスだろうということで、それをどうやって促進していくかということで、

パイプラインの整備を取り上げております。例えば、パイプを敷くときの震度の問題。それから、非常にネックになる漁業権の問題も、これはどっちかと言えば民間規制なんです。が、そういったことについても触れていこうかと思っておりますので、鈴木さんのこの分野で取り扱うとことの整合性というのを、内部的になります。が考えていきたいと思っております。

もう一つは、運輸分野で、港湾の問題が出ております。港湾の問題は非常に根が深くて、複雑で、問題を取り上げるだけで非常に難しい問題が生じるということなので、事情はよく承知しているんですが、2年ほど前に法律も改正になりました。港湾運送事業に、従来と違って新規参入もできるようにはなっております。ただし、一定要件を満たさないといかぬと。一定要件というのは、持っている一定の労働者の数とか、資本構成の問題とか、いろいろありまして、それをクリアーするのにまた難しいということで、現在のところ法は改正したけれども、新規参入は行われていないというのが現状でありまして、本当はそういうところもさわっていくのかというふうな感じがしておりますけれども、法改正したばかりということもありますし、これに加えて実は民間規制の大変なものがあるんですが、それを触らずして、本当の近代化は難しいということもありますので、なかなかすかつとさわやかにいかない分野であります。そういう点、今、こう書いていらっしゃるところで過ごしていくのか、もう少し深掘りするのか、それは内部的にまた鈴木さんとも打ち合わせをしたいと、こう思っております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。あと御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、鈴木主査に御奮闘をお願いするというので、次に参りたいと思います。

次は、農林水産業、流通分野でございます。八代主査からお願いいたします。

○八代委員 農業・流通分野につきましては、規制改革委員会時代からの連続的な部分と、新たに上げたい部分の両方が入っております。

第1に、農業における株式会社の参入ということで、これはかつては規制改革委員会でも議論したわけですが、この2年ぐらい検討分野から外れております。というのは、その間に農水省の方で、限定的な形ですが、株式会社の参入を認めるという法案を準備されておられたからで、それがようやく今回成立したわけです。それが、農業生産法人という形でございます。

これは、言うまでもなく一つの進歩であります。ただ、いろんな妥協の形で極めて制

限されている。確かに株式会社は、特に農地を使う農業でありますけれども、それを経営することができるんですが、厳しい出資制限がありまして、1企業の場合、10分の1以上は出資できない。事実上ほとんど禁止しているのと同じ形になっております。

これでは、とても農業の活性化と健全な担い手を増やすためには役立たないということで、より自由な形で企業も参入できて、従来型の農家と対等な立場で競争できるということが必要ではないかと思われまして。

ただ、農業というのは、医療とすごく似ている面があると思ひまして、公益性の観点から株式会社が自由に活動すると弊害をもたらすという考え方が強いわけでありまして。農業の場合、それは農耕地を守ると言いますか、株式会社が言わば農地を買ってもうからないと思ったら、さっさと仕事を辞めてしまう。そうすると、後に荒れ果てた田畑が残るということでは困るというような問題。

それから、農地を買って、農業すると見せかけて、実はそれを転売すると膨大な利益が出るわけで、そういうような形で参入するというのが一つの規制の根拠になっているわけでありまして。

ですから、その意味では、農地の転用規制の問題と、株式会社の参入というのは、セットでありまして、ある意味で今の農地の転用というのは、非常にルーズな形で行われております。非常にあいまいな形で、これが先ほどもちょっと清家委員がおっしゃったレントの問題と非常に関係があつて、仮に一生の間に一度でも農地を託すとか、ほかの商業地に転換したら膨大な利益が得られるわけで、そういうあいまいさを伴う形での転用規制の下で企業が参入しては困るという論理ですから、逆にそういう農地の転用規制を厳しくすることで、自由に純粋な農業のために活動してもらおうというような方向からの検討ができるのではなからうかと思っております。

ただ、これは冒頭で議長がおっしゃったように、12月までにできるのかと言われると非常に自信はないわけでありまして、ある意味で検討という形で今後長期的に進めるための第一歩という形になるかと思われまして。

なお、まだ全然ヒアリング等もしておりませんから、明確なことはまだ確定しておりませんが、この分野で一つの大きな問題点は、農協ということでありまして、農協というのは、企業ではない、言わば医療法人みたいな非営利団体とみなされておひまして、この非営利団体であるがゆえに好き勝手なことをしているわけでありまして、これが一大独占企業と似たようなことになっている。そういうような農協の問題もいずれは一緒に考えていかないと、農業における株式会社の参入規制の問題はなかなか議論できないのではないか。

そういう意味で、まだ第一歩であります但取り上げてみたいと考えております。

2番目は「卸売市場の手数料規制」の問題で、これは規制改革委員会からずっとやってきた問題であります。現在、生鮮食料品等の流通に関しては、卸売市場を普通は通すわけなんです但、今、大型スーパー等の市場外流通というのが拡大しております、ある意味で卸売市場が形骸化している。それを活性化するためには、現行の定率手数料制度を見直さなければいけない。これも周知のことであって、農水省の方でも努力されているわけなんです但、なかなか既得権等があって進まない。そういう方向をどこまで進められるかという形で、これはフォローアップという形でやりたいと思います。

3番目は「大店立地法の適正な運用確保」ということで、これは既に大店立地法というのは、改正されたわけでありますけれども、地方自治体が経済産業省の出した指針の基準以上に上乘せ規制を行っている場合があると。そういうことを防ぐために、その防止の徹底化を図るということであります。

特に公告と言いますか、大型小売店が店を出すときには、周囲の関係者に通知をしなければいけないんですが、その通知のやり方がある意味では極めて厳しくて、場所によっては、その地域で売られている新聞の3紙に折り込み公告を出せとか、そういう非常にコストの掛かるようなことをやっている自治体もあるわけですし、そういう施行規則の過度に硬直的な運用を防止するという形で中止をお願いしたいという、これもフォローアップであります。

4番目は、新しいと言いますか、規制改革委員会時代ではやっていなかったことありますけれども、フランチャイズ・チェーン・システムに関する制度整備という問題があります。

これは、フランチャイズと言いますのは、御承知のように特定のブランドの下で、直営店もありますけれども、大部分は既存の自営業を組織化するような形で行っているシステムで、コンビニが一番典型的な例であります。こういうフランチャイズ・システムというの、今、日本で最大の問題になっております、起業家が少ない。つまり、新規開業が低いということが大きな問題になっておりますが、これは資本市場とか、労働市場の規制が非常に厳しくて、なかなか新しい、例えば個人が会社を辞めて事業を起こすということが非常に難しい状況にある。そういうところに風穴を開けるための一つの手段がこういうコーポレートブランド、共通のブランドを利用することによって、言わば大企業並みのパフォーマンスを達成することができるフランチャイズ・システムであるわけです。現にフランチャイズ・システムの売上高は、総合スーパー並みの17兆円に達しており、今後ますます広

がる可能性のある成長分野と言いますか、新しい営業方式であります。

ところが、現在の規制というのは、非常に立ち遅れておりまして、48年制定の「中小小売商業振興法」というものがありますけれども、これが想定しているのは、小売り部門に限定されているわけでありまして。しかし、現在のフランチャイズというのは、小売り店だけではなくて、飲食店とかサービス部門に広がっております。このサービスの範囲というのは、例えばレンタカーであるとか、ホテルであるとか、学習塾であるとか、あるいはダストコントロールと言いますか、ダスキンが有名なんですけれども、そういうありとあらゆる分野に広がっておりまして、今後例えば人材ビジネスであるとか、介護サービスであるとか、あるいは私は病院でもこういうフランチャイズ方式というのが十分成り立つのではないかと。そういうような形で、特に多様で質のばらつきのあるようなサービスについて消費者が安心して利用できるためには一つのコーポレートブランドの保証によって均一の質が提供されることが重要であるわけで、これからまさに今、規制されているサービス産業が自由化されるとともに、単なる自由放任ではなくて、こういうフランチャイズ・システムの形できちっとサービスを提供されるということは事業者、利用者双方にとって望ましいのではないかと。

そのためにも、取引ルールをきちっと明確化しなければいけないわけで、現在は勿論後で神田先生の御報告があると思いますが、独禁法の観点から不公正取引の対象として、この本部が個々の事業者に対して不当な優越的地位に基づく取引をしてはいけないという形のアプローチも一つありますが、同時に新しい形でのサービス産業として、これを拡大するために、やはり現在の小売店中心の法律をサービス部門にも適用拡大する、明示する。それと同時に、情報開示の事項というものをもっと広げることによって安心して起業をすることができるというような形を考えております。

それによって、まさに規制改革の一つの大きな目的である雇用の拡大ということを更に一層進めるための一つの大きな柱になるのではないかと。そういう視点から、これも今後取り上げていきたいと思っております。

以上であります。

○宮内会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの農業、流通、両分野につきまして御意見、御質問等がございましたらどうぞ。

特にございませんでしたら、次に参らせていただきます。

最後になりますが、法務・競争政策・金融でございますが、神田主査が御欠席でございますので、内容につきまして事務局から変わって御説明をお願いしたいと思います。

○西参事官 それでは、事務局の方から神田先生のメモにつきまして御説明を申し上げます。

神田先生は、非常にお忙しくて、我々もメールとか電話でのやりとりでペーパーをまとめさせていただいたと。このペーパーそのものは神田先生のなんですけれども、若干足りないところがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

神田先生は、3つの分野をお持ちでございまして、まず1番目「競争政策」の分野でございまして、これについては、まず「一般集中規制の緩和など」ということで、これについては株式保有に関しまして、持株会社、それから大規模会社、それから金融会社、それぞれについての株式の保有制限が外形的規制として掛かってきておりますけれども、これについては既に3か年計画で、外形的な規制形式を見直すというふうに言及しておりまして、13年度検討で14年度措置ということになっておりますので、その線に沿って監視事項として取り上げたらどうかということでございます。

2番目でございますけれども、「公正取引委員会の執行力・体制の強化」ということで、具体的な要望としては、人員の拡充とか、あるいは体制強化の中でも特に規制組織との独立性の問題とか、そういった観点からの要望が出てきておりまして、実は、これは先に取りまとめられました改革工程表の中でも、公正取引委員会の強化というのが触れられておりまして、独立性とか中立性等の観点からよりふさわしい体制への移行を検討すべきであると。そういったあれを受けまして、この論点の内容から個別事項として取り上げるというよりも、ここに先生は、意見において何らかの形で言及すると。いわゆる総論部分において何らかの形で公正取引委員会の問題を言及したらいいのではないかと、そういう趣旨でございます。

3番目、「景品規制の見直し」ということでございますけれども、これは新規の事項でございます。要するに、景品表示規制法、景表法と言っておりますけれども、その中の特に景品規制です。これについて廃止をしたらどうかという要望でございまして、これは先生も非常に強い御関心をお持ちでございまして、独禁法上の一般規制に委ねればいいのではないかという御意見で、この景品規制というのは、消費者契約におきまして、それに余り過度な景品競争なってしまいますと、消費者の適切な商品選択をゆがめてしまうのではないかということから設けられている規制でございますけれども、これについては先生も強い御関心をお持ちなんです、ただし非常にテーマとして大きなテーマでございますので、12月までに取りまとめるとかいうあれには、なかなかないだろうということで、来年度の検討事項としてはどうだろうかという整理をされておられます。

4番目が「政府調達制度の見直し」でございます。これについては競争的で透明性の高い政府の調達システムを構築するということで、特に公共事業の一般競争入札方式、これについての適用基準額、そういったもの見直しでありますとか、あるいは、最低制限価格ですね、そういった制度の見直しでありますとか、また、指名競争入札の要件の見直しとか、罰則の強化、こういったものを中心にしながら取り上げたらどうだろうかということでございます。

5番目が「フランチャイズ法制の横断的整備」ということで、これは先ほど八代委員の方からもお話がありました流通分野と重なる部分でございますけれども、特にここでは競争政策の観点、いわゆる独禁法上の問題として、フランチャイズ法制というのを取り上げてみたらどうかということでございます。

以上が競争政策でございますが、2番目が「法務」分野でございます。第1番目、司法制度の改革についてと、これはいわゆる法曹人口を新規に3,000人増員するとか、司法試験制度の合格者を1,500人とか、弁護士制度等々いろいろな問題が司法制度改革審議会の方で報告書として取りまとめられておりまして、これは2番目の企業法務部と弁護士法との関係、これも司法制度改革審議会の報告で取り上げられておりまして、2番目の場合は、要するに弁護士に変わって訴訟代理人を企業の法務部門がやれるようにするとか、あるいは会社分割等の際に、子会社の法務事項を親会社が委託できるようにするとか、そういった要望が取り上げられておりますけれども、いずれも司法制度改革審議会の報告に関わっておりまして、この司法制度改革審議会の報告に関しては、現在、法案が国会に提出されています。この法案が通った後には、今度は推進本部というのを中心に、推進計画をつくるという予定が立てられております。これが、年度末までに推進計画をつくるという予定が現在進行中でございます。そういった動きとも関連しまして調整しながら、要するに基本的には審議会報告の中身の明確化とか、あるいはその進展状況を監視あるいは調整していくという形で対応したらどうかということでございます。

3番目が、「新しい事業組織形態」ということで、これは具体的には、民法上の有限責任組合について検討を行うということでございます。現在民法上、組合というのは無限責任になっておるわけですが、これについては既に中小企業投資事業につきまして、有限責任組合法というのが平成10年にできておりまして、要するにベンチャー企業への投資の促進という観点から現在見直されておりますけれども、こういった法律とも絡みまして、現在行われています中小企業投資事業についての適用の拡張、そういったものを含めて検討したらどうだろうかということでございます。

4番目が「倒産法制の整備」でございますけれども、これは具体的には会社更生法の見直し問題でございます。これについては、個別事項としてはいろいろで、例えば更生手続の開始条件の緩和とか、あるいは財産評定の手続の迅速化でありますとか、民事再生法にならってDIP型、要するに経営者が継続して得られるようなDIP型の更生手続の導入とか、ちょっと個別事項としては、いろいろ玉が上げられておりますけれども、これについては現在どういう形で取り上げるかは検討中ということでございます。

3番目の「金融」分野でございますけれども、これについては、非常に要望が多いということもございまして、現段階でまだ先生は整理検討中ということで御理解をいただきたいということでございます。

最初の「注」に書いてございますけれども、幾つかの大項目に分けて整理し、できる限り多数のものを取り上げるという視点から考えていきたいと。この大項目に分けてという意味でございますけれども、例えば証券市場の活性化とか、あるいは金融再生とか、あるいは不良債権処理とか、大きなテーマごとに分類を整理して検討をしていきたいと、そういう基本的なスタンスでございます。とりあえず現段階で取り上げた適当なテーマとして、そこに書いてございますけれども、1つは、銀行による保険の販売ということで、実は、これにつきましては、既に推進3か年計画におきましても、原則としてすべての保険商品を銀行が取り扱えるようにするというご言及はなされておまして、これまでも住宅ローンに関する火災保険等一部が認められてきたわけでございますけれども、その延長線上として保険の販売の対象の拡大について検討したらどうかと。

2番目が「銀行等による投資信託の販売」。これは、3か年計画では言及されておられませんけれども、最近新しくできておりますような株式指数の連動型の投資信託証券のETFとか、あるいは不動産投資信託証券、REITと言われておりますけれども、こういった商品を銀行等でも販売できるように検討したらどうかということでございまして、実はこの問題については既に改革工程表でも特にETFについては、銀行等での取り扱いについての検討ということが言及をされております。

3番目「ディスクロージャー制度の見直し」でございますけれども、これは証券取引法上の開示ルールについての見直しを最近の情勢に合わせてやるべきではないかということで、特に目論見書等の記載事項について、過去のそういう実績の資料のだけではなくて、将来情報といったものも取り入れて、もっとそういうベンチャーキャピタル等に有利なように促進するような方向で検討を行ったらどうかとか、あるいは私募制度についての開示ルールですね、こういったものについても見直しを行うべきではないかと、そういったテ

一マでございまして、何らかの検討を行ったらどうかということでございます。

4番目「IT化」でございすけれども、この括弧の中に書いてございすけれども、前払式の証票法にするもので、プリペイドカード等の取り扱いを規制したものでございすけれども、基本的に、これについて有体物を前提とする法律でございまして、特にインターネットを使ったバーチャルな利用についても行えるようにすべきではないかという要望。

それから、信託銀行の公告、これについてもインターネット、電子媒体を通じてやるようにすべきではないかと、そういった問題について、これは特に後者の問題は必ずしも信託銀行だけにかかわらず、ほかの事業所との関係もございすので、そういったものとの関係を考慮しながら検討していったらどうかということでございます。

(2)で「その他の事項」で、「『主な事項』を中心とし、さらに検討する」とございすけれども、この「主の事項」と申しますのは、先ほど配られたと思ひますけれども、金融分野に関してのいろいろな意見要望を分類整理した1枚紙をお配りしたと思ひますけれども、それを中心として更に取り上げる内容については検討をしていきたいということでございまして、来年度以降も更に新しい大項目、大きくりのテーマを整理して更に検討していきたいという趣旨でございす。

以上でございす。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの法務、競争政策、金融分野につきまして、御質問、御意見がございましたらどうぞ。

鈴木さんどうぞ。

○鈴木委員 競争政策、法務・金融というのは、私もタッチしてきましたので、神田先生ともお話をするつもりでおりますけれども、一般集中の排除の規制というのは、これは昨年度、公正取引委員会と、外形基準という規制はやめると、これは実は6年掛かった議論なんですけれども、ということをお話しておるんですけれども、御注意いただきたいのは、例えば持株会社というものを廃止するのは公取は非常に嫌がって、4,000億だと言ってみたり、青天井だと言ってみたり、そして最後はNTTを認めるための15兆だなんていうところに揺れ動いたわけですが、大体、持株会社で15兆円というところで、それで何の弊害が起こるんですかと、私どもは要するに外形規制はやめて弊害規制にしろという私的独占だとか、そういうのがあるんだから、その規制によればいいじゃないかと、いうことを言っておるわけですが、それを例えば持株会社の15兆円というようなものにすれば、これは一種の外形規制ではなくて、弊害規制的なものだと、こういう苦しい言い

訳をしておるわけです。

それと同じことを、いわゆる大規模会社についても言うし、それから金融会社についても、まだ言うことが十分想像されるわけです。金融会社が株式を持つというもののよしあしというのは、これは確かにあるわけですが、これは競争政策の問題ではない。いわゆる、金融監督庁が見る金融の秩序の問題だと。公正取引委員会のタッチする競争上の問題ではないということですから、持株会社が規制的なものでお茶を濁されないように是非していただきたいと。

私は1,400兆の資産は、日本には全部あると言っておって、公正取引委員会の大好きな25%ルールを言うんだったら、400兆を超えるときに初めて弊害がある蓋然性が高いからと言うならばまだしもという話をしたことがあるんですけども、決まっておるのは15兆というおよそナンセンスで、これは独禁法ができたときのそもそもにさかのぼって、御先祖様が財閥解体をやった、そのときに公取の跡地、発祥の地につくったモニュメントみたいなものですから、非常にナンセンスで、こういうことが公正取引委員会はわかってくれないんです。ということなので、それは是非やっていただきたいと思います。

それから、法務につきましては、これはもともと行政改革委員会が提起してずっとやってきた問題が、それが実って行って司法制度改革審議会というのに育っていったわけです。それ自身は結構なんですけれども、その内容の中には、一部不適切なものもあるということとは、3か年計画と不整合しておるものがあるわけです。例えば、士業、司法書士、弁理士、その他に対して法定代理権を付与するというのは、3か年計画の中で明確に書かれておる。それもアンコンディショナルだということが書いてあるわけですが、それにいろいろな条件をくっ付けておるわけです。これは、明らかに2つの政府の決定というものがぶかり合っておるという問題であります。

そういうものが随所に見られますが、そのほかに、非常にいろいろ書いてありますけれども、何を言っておるのかよくわからないので、裁量性を余りにも与え過ぎておるという問題がありまして、そうすると、現在、法務省及び最高裁判所の手で推進本部なるものがつくられようとしておりますけれども、ここの中でつくっていくときには、話をちょっとさかのぼらせて言うと、要するに法曹三者というのは、それぞれが独立で、要するにお互いに相手の言うことに対して聞かなくてもよろしいという、そういう認識に固まっておるところですから、だから、そういう形でやっていきますと、法務省の論理、あるいは最高裁の論理だけで裁量性の高い事項というのを判断してやっていくと、それをきちっと監視するものがあるならばいいけれども、それが必ずしもはっきりしないということであるな

らば、元に戻って総合規制改革会議が提起した問題であり、かつ3か年計画の中にふんだんにそのことは盛り込まれている問題ですから、十分きちっとした監視をしていく正当な義務と権限があると私は思っておりますので、是非その点を注意しておやりいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。生田さんどうぞ。

○生田委員 多分、この競争政策、法務・金融分野の土俵から外れると言うか、フレームワークから外れることだろうと思うので、それはそれで巡っていただいたらいいんですけども、1つは、公取の強化の問題が出ていたので、それと関連すると言いますか、証券等取引監視委員会の強化というのが入れられないのかなと、ちょっと土俵から外れるのかなと、こんな気がしました。これは、独立した行政機関として思い切り強化すべきだろうと思います。

2か月ぐらい前、小泉総理と、経済人10人ぐらいとお話する機会もあったんですが、そこでも申し上げたんですけども、どうして株が売れないんだろうと、証券市場が活性化しないんだろうという御下問がありましたので、私が申し上げたのは、いろいろテクニカルなこともあるんだろうけれども、総理御自身買えないんじゃないですかと、高級官僚、閣僚もよほどの条件がないと買えないはずなんで、その辺から規制緩和して買えるようにして、率先して買って、国民も買えと言えば市場も活性化するんじゃないでしょうかと、こう申し上げたんですが、その条件として、証券等取引監視委員会の絶対的な強化というのが必要になってくると思うんです。これが、一つ御返答いただければありがたいなと思ったのが1つ。

2番目の、多分土俵を外れるんじゃないかという問題は、私の産業の我田引水型なんですけど、景品規制の見直しというところがあるので、触発されたわけなんですけれども、ギャンブルを認めるというのは、どういうところで取り上げればいいのかという感じがします。欧米諸国を始め、アジアでもほとんどの国が先進国であるほどギャンブルはできるわけで、ルーレット、カード、これは国外に行きますと遊びに行くわけですから、できるわけです。

私が我田引水と申し上げたのは、クルーズ船事業がこれにして、欧米の客船事業というのは、ほとんどルーレットが採算の一つの柱としてなっているんですけども、日本製のクルーズ船は、世界の果てに行っても日本国憲法をしょっておりますので、何もできない。ルーレットだけありまして、みなしのルーレットをやるんですが、大当たりいたしまして

も、もらうのはタオルとかスプーンのたぐいでありまして、客が喜ばないということになっております。

したがいまして、今、アジアの客船が日本に寄って、日本の客を引きさらって韓国に行くと、韓国は別に見たいわけではないけれども、船上でギャンブルを楽しむと、こういうふうな現状が生まれておりまして、これも何か景品規制見直しの中に大きく入れていただければありがたいかと、こういうことで我田引水型のことを申し上げました。

以上です。

○飯田議長代理 競争政策ですけれども、この競争というのは、是非しなければいけないんですけれども、公正取引委員会の強化がないと、これが私はキーポイントだと思うんです。ただ、これが非常に難しいんだと、これは強化しきれないんだという話があるんですが、この強化は是非していただきたいと。それで、この強化をすると一緒に世上言われている、官政談合です。この問題をどう取り扱うのか。これは以前の公取の委員長の橋口収さんと先日お話をしたんですが、やはり官政談合をどうしてもやめるべきだ。官政談合をやって、それで民間だけがつかまって、官は全然知らぬ顔というのは、これはおかしな話だというお話も出ていますので、この辺の問題も一つ取り上げるべきではないかと。それから、今朝の新聞だったか、これも前から私は知っていますけれども、いわゆる特にIT関係で安値受注の問題。2年目からは、随契だから、ですから、某社が750円で1年目取った。750円でできるわけがないんです。2年目は随契で取っていく、これはまさしく不公正取引なわけです。こういった安値受注の問題等々、やはり是正していくためには、公正取引委員会の強化というものが是非必要で、これを是非推進をすべきだと、こういうふうに考えています。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。森さんどうぞ。

○森委員 私の申し上げることが、どの分野に入るのかよくわからないんですが、たまたまさっき農業の問題として出ていましたので、そこから入らせていただきますけれども、農地の転用規制を強化しろというお話しですけれども、使われていない田畑は既に非常に多いわけです。では、転用したら何になるかというんですが、工場にしようと言ったって工場用地も余っていますし、通常の宅地と言って、これも全然新規宅地開発というのは行われなような状況になっていて、どちらに向かって転用規制しているのか。そんなに転用したからといってもうかるのかというと、転用すると税金だけ増えるわけなので、そういう動きとは違うんじゃないかというふうに思うんです。

申し上げたいのは、いろいろな用途規制をしているのは、みんな需要が多過ぎるはずだと思っているからしているわけなんです、実際には全然需要がなくなっている、どういうふうに自由化して、新しい事業が自由に参入してくるのを待つべきではないのかと。農地をそんなにたくさんキープしておかなければならないのかという方もありますし、無理やりに宅地化をしなければいけないのかということもあります。いろんなことからして、一遍用途規制というのを全部自由にするところから始めた方がいいのではないかと、私はそんなふうにして、そうすれば新しいタイプの観光資源としての利用とか、どういうことが起こってくるかわかりませんが、主として観光資源、あるいはレジャー資源、あるいは別荘地と言いますか、セカンドハウスづくり、つまりいいところはみんな囲まれ、ほかのいろいろな目的制限が付いているんですが、それを開放することによってそういう新しい需要が出てくるのではないかなというふうな考え方でございますが、御参考までと思っております。

○八代委員 申し訳ありません、今、森委員がおっしゃったような意味で私も言ったつもりで、規制の強化というのは、絶対転用させないという意味ではなくて、転用に当たってのルールを明確化させるということで、今これが非常に恣意的になっていることでございます。

ですから、特に市街地農地に関して言えば、むしろ都市グループの方で一括して用途規制というようなものをつくらないようにするというような方向であれば、別にそれに対して異議を申し立てるようなことは一切ないわけでございます。

それから、ちょっと関連してですけれども、司法制度改革の監視というところで、監視すべき司法制度改革の対象範囲というのは、どこまで及ぶのか、例えば今、ロースクール構想というのがあって、これは教育とのボーダーラインだと思いますが、これが新たな需給調整にならないように監視するようなことも含めていただければというふうに思っております。

○宮内議長 どうぞ、奥谷委員。

○奥谷委員 さっきの飯田委員と同じなんですけれども、競争政策の中で、何を一番優先課題にするかと言うと、やはり公正取引委員会のポジショニングだと思うんです。独禁法を罰則強化するということは、公正取引委員会と裏表になってくるわけで、つまり執行力の強化ということになると、今みたいな中途半端なポジショニングと言うか、総務省の中にあつて、ですからこれを独立した内閣府直轄とか、そういったような権限強化、あと検察の証拠と言いますか、そういったような今、公正取引委員会が挙げた証拠も刑事事件に

するにはなかなか難しいわけで、そういったような検察証拠の強化みたいなところの力もきちっと与えていかないと、これからの競争政策を推進していく中で、きちっとしたジャッジメントをする機能が日本の中にないわけで、ですから、そういうところのポジショニングを公正取引委員会にきちっと与えるということが一番の課題だと思うんです。

ですから、競争政策をやっていく中で、公正取引委員会のポジショニングの在り方というのを、今、これは意見のみにおいて言及するなんて書いてありますけれども、ここはやはりきちっとした議論を挙げて、工程表の中に入れていくということは一番大きな問題だと思います。

○鈴木委員 おっしゃるようなポジショニングの問題だとか、あるいは権限の強化というのは私も賛成です。それから、人数を増やすのも賛成です。賛成ですけれども、一番御注意いただきたいのは、さっき私も申し上げましたが、外形規制というものの持つ意味すら、まだ今をもって理解をしてくれないという公正取引委員会の能力の問題です。この能力の問題というのにアプローチしない限り、権限を与えても無意味であるということ、これは過去の問題だと思うんです。

そうして一生懸命に競争政策とはという議論をなさっておって、肝心の調査だとか、いわゆる独禁法違反というものに対する方に対してはかなりヘジテイティブな姿勢が現実にあるわけです。ですから、ここのものの考え方と、基本的な能力の問題。これは、過去7年公正取引委員会とやって痛感しておりますので、そこも併せて議論しないと、仏つくって魂入れずというものの典型になるということをちょっと申し上げておきます。

○宮内議長 あと、御意見等ございますでしょうか。全体について、すべてのテーマについて最後のところでどうぞ。

それでは、特にございませんでしたら、今日は、すべての分野について、現在の各ワーキンググループごとの御検討状況の御説明をいただきました。検討の入り口段階ということで、非常にその中には最初申し上げましたように、いろいろなカテゴリーに入るもの、直ちにやるべきというものから、なかなか難しいだろうというものまで含んで御議論いただいたわけでございますけれども、入り口段階での問題意識という意味合いでございます。したがって、今後はまた委員の皆様方に、これらの検討課題につきまして取りまとめ方を含めまして、更に個別具体的に検討を進めていただくということを是非お願い申し上げたいと思います。いつものとおりですけれども、時間が非常にありませんので、御努力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今日の予定は以上でございますので、今後の日程等につきまして、事務局か

ら御説明をお願いできればと思います。

○吉原室長 日程の説明をする前に、八代委員の方から2、3この会議の進め方等につきまして御意見、電子メール等でいただいておりますので御紹介したいと思います。

1つは、作業部会につきまして、ちょっと私、最初にいただいたときに、開催日数等ということで、よく趣旨がわからなかったんですけども、私の理解が正しければ、基本的に各作業部会でどういうふうな作業が行われているか、横の連絡と言いますか、それをなるべくよくして欲しいという御趣旨ではないかと思っておりますが、1つは、各作業部会の開催日数を資料として配って欲しいと。それから、各作業部会の議事録というのも配って欲しいというお話がございました。

そういう意味では、回数だけでは余り意味がないので、少しどういうことがなされているかということ併せて御紹介すればよかったんですが、ちょっと時間の関係で間に合っておりません。とりあえず口頭で御説明しますと、8月以降、8月1日から先週の金曜日まででございますけれども。

○八代委員 議長、済みません。私の要望は、時間を使って口頭で説明ではなくて、単なる機械的な資料を配布していただきたいということでございますので、誤解がないようお願いしたい。

それから、開催日数は、全くの記録でありますから、別に変な注釈を付ける必要はないので、単に各ワーキンググループが何回これまで開催されたかだけで十分であります。私の趣旨はそういうことで、決して皆様方の時間を取って欲しいということではありませんので。

○吉原室長 失礼しました。それでは、ちょっと紙にきれいにしたものを次回配らせていただきたいと思います。

それから、2つ目の問題は議事録の話でございます。これは、作業部会によりまして、ちょっと実態を調べましたら、かなり詳しい議事録をつくっておられる作業部会から、ほとんどメモ程度の作業部会まで、かなりまちまちということなんでございますけれども、特に主査、あるいは作業部会の方に御異存がなければつくっていただいている議事録については、会議のメンバーの方にも共有をしていただくということにしたいと思いますが、何か御意見があれば承りたいと思います。

○宮内議長 八代さん。このメモについて何かコメントございましたら。

○八代委員 このメモは、どっちかと言うと、次回の会議で議論していただくということでございますので、持ち帰っていただきまして、皆さんに検討していただければいいと思

うんですけれども、問題は、今回事務局から指示が極めて不明確であって、最終的に何をつくるのか、どんな報告書をつくるのかということが全く知らされていないわけですね。これまでの規制改革会議であれば、大体毎年同じことをしていたからわかるんですが、どれくらいの内容を主査が書かなければいけないかがわからなければ準備しようがない。私としては、過去の経験から準備は既に始めておりますけれども、初めてこの委員会に参加される主査の方は、突然1週間後に長いものを書けと言われても困るわけで、ちょっともう少し事前にインフォメーションを与えていただきたい。

それから、内容については次回ちゃんと議論されるんでしょうけれども、少なくともここで考えておりますように、単に各省との合意だけをリストアップするのではなくて、それとは別に規制改革会議としての見解と言いますか、すぐに実現できなくても、こうあるものと考えるといいうい方です。こういう役所的な考える、すべきであるという表現でやるのいいかどうかは別でございましてけれども、前回の中間取りまとめでも結局あいまいにされてしまったわけです。我々がせっかく苦労して各省と合意を得たものと、そうではないものをごっちゃにされたら何の意味もないわけでありましてから、少なくとも今回の最終取りまとめでは、やはり我々の見解と、各省庁に合意したこと。

それから、強いて言えば、更に将来的にどこまでできるかわかりませんが、現状の問題点みたいなものを客観的に叙述するという事です。先ほど私が申しました農地規制なんかも、とてもそんな合意を得るなんてことはあり得ないわけでありましてけれども、少なくとも、世の人々に現在こういうような仕組みになっているということを論外の意味でも知らせるような事実を書くような分野もあってもいいんじゃないかと思えます。

それから、特に問題になったのは、労働の分野で、労働については、厚生労働省の審議会を経なければ何も決まらないという実態がある。しかし、それはILO条約がそうになっているんだということですけども、果たしてILO条約はそこまで厚生労働省の審議会で決めなければいけないということを言っているのかどうか。これは、単なる検討と言うか、どうあるべきかということではなくて、とにかく事実を、例えばもう少し調査して書くというようなこともあるんじゃないか。そういうように非常にレベルが違うわけでありましてけれども、各省と合意できること、あるいは各省がしたいと思ってもなかなか政治的にできないことを、こっちが代わり言うこと、あるいは各省が全く意見と違うことを、何て言いますか、事実だけを指摘するような非常に多様な段階で、例えば最終取りまとめを書くようなことはどうだろうかということでありまして。

あとは、ここに書いてあるとおりですので、後で見ていただければと思いますが、とに

かく早く指示と言うか、様式だけでも示してもらわなければ非常に主査としてはやりにく
いと、それだけでございます。

○宮内議長 森さんどうぞ。

○森委員 私も委員会の進め方、つまり提言のまとめ方について非常に困惑と言いますか、
不明確に感じておるんですが、この委員会は1つでも2つでも改革の実を上げるように各
省庁とか、関係方面と合意を取りつけるということが仕事なのか、それともあるべき方向
を指し示して、この時点における合意範囲はこここまでだということをはっきりさせるのが
いいのか、どっちなのかと。何か事務局では、そんなことを言ってもどうせ通りませんか
ら、これはやめておきましょうというような種類の話が多いんですが、そういう形がよろ
しいんでしょうか。

○宮内議長 私が答えられるかどうか、わかりませんが、政府の中ではあるべき方
向というのは、いろいろなところで今までは示されてきたと思います。前身の委員会とい
うのは、力不足があったかもわかりませんが、あるべき方向を言うのはやめようと、
できるだけぎりぎりのところを実現していこうということで努力したわけでして、それが
長年やってきた結果、それなりの成果は出たと。その中には、先ほど八代さんがおっしゃ
ったように、方向性を指し示すというようなことも一部やったけれども、毎年毎年具体的
に少しずつバーを上げながらつかんでいったというやり方だったと思うんです。それで、
この会議は守備範囲が広がったということ。

もう一つは、現在の内閣が構造改革ということを旗印にしているということで、制度的
なものをまず6分野で、プラスαである程度できた。そして、今、その他分野というの
は、前身の委員会で言いますと、通常やっていたセクターを全部集めたわけでして、それ
をやるようとしている。ある意味では、2年分を動かしているのかなと思うわけでありま
すけれども、そこで今、森さんのおっしゃった指し示すというものと、ぎりぎりつかむとい
うものとの、どこで収めるべきかということ、それらについて私自身は、やはりつかまな
いとだめだと、だけど今までの場合よりももう少し高いバーをできればつかみたいなどい
う、私個人はそう思っているんですが、そういうようなことでいいのかというようなこと
について、次回もう少し皆様方の御意見も聞かせていただくということで時間を取りたい
と思います。

ただ、ここの成果が一つの政治課題になっておりますので、あるべき方向ばかりでは、
これは恐らく収まらないだろうと。何か今までより大きな玉もつかんで欲しいなどとい
うのが恐らく政治的な要望でもあるのではないかというのが、私の理解なんですけれども、

いずれにいたしましても、次回、是非皆様方のお考えを聞かせていただくということで、時間を取りたいと思います。

そんなことでよろしゅうございましょうか。鈴木さんどうぞ。

○鈴木委員 次回についてですけれども、1つ議長及び議長代理に聞いておいていただきたいのは、医療に関して政府与党の社会保障協議会と言うんですか、そこでの議論というのは、11月末ぐらいに結論が出てくる。それは、先般厚生省の出した試案というのをベースにして議論を今やっておる最中なんです。

さっき、私、電気事業審議会と言ったけれども、これはしよせんエネ庁の決定ですから、エネ庁の決定に対して、後で幾らでも言えますが、しかしそんなことをやっておっては時間の無駄だから、要するに先に言おうと言ったわけなんですけれども、この政府与党となりますと、これはその後で我々が何か言っても非常にややこしい問題になるだけですから、だから、是非政府与党に対して、例えば医療の項目なんかでも、ある程度踏み込んだものもありますけれども、ただ単純に項目を羅列したにすぎないものもあるわけです。

肝心なことはどうやってやるかという具体策ですから、その具体策というものは、要するに政府与党の協議の中にきっちりと反映して、少なくとも十分な考慮をしていただけるようなことをやっておかないと、我々の活動項目も年末に掛けて無意味になりますので、今、竹内審議官以下、非常に精力的にやっておりますけれども、是非、議長及び副議長、その点をお含み置きいただいて、その推進ということに対してよろしくお願ひしたいと、これは次回になりますけれども、これをお願いしておきます。

○宮内議長 何かえらい宿題を。八田さんどうぞ。

○八田委員 今、ちょっとスケジュールを見ましたら、次回は、私は電気事業審議会に出てちょっと遅くなりそうなので、今、八代委員と、それから森委員がおっしゃったことについて、ちょっと付け加えたいんですが、まず、議長がおっしゃったように、とにかくつかむものをつかまなければいけない、それは当然だと思うんですが、最終報告にそれだけ書くのか、それとも方向性も書くのかということ八代さんは問題にされたと思うんですが、私は方向性も入れた方がいいと思うんです。

それは、なぜかと言うと、例えばジャーナリストが今の規制改革でどういう問題があるのか、どういう問題が残っているのかと調べるときに、やはりここでの報告書というのは、一つの基準になると思うんです。あまたそういう本はありますが、やはりここで実際に詰めて、こういうことは解決し、こういうことはまだ解決していないんだという、その文章というのは、非常に貴重だと思います。

それから、仮にそれが過去に書いたもののコピーでも、ジャーナリストも3年も4年もさかのぼって過去を見ませんから、年鑑みたいなもので、これを見ればいいというのがあった方がいいと思います。それは、ジャーナリズムだけではなくて、大学授業でも役に立つと思いますし、それから各官庁がお互いの、ほかの官庁でどういう規制が問題になっているかということ参照するときの方が役に立つと思いますので、私は2本立ての方がいいと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。ゆっくり次回議論させていただきたいと思います。吉原さん、後の御報告。

○吉原室長 あとは、次回のスケジュールでございます。もう既にごらんいただいているかと思いますが、資料の2でございます。次回は11月5日の午後5時から7時。その次は、少し飛びますけれども、11月21日水曜日ということで、この段階では6分野及びその他の分野につきまして、素案の審議をお願いしたいと思っております。その次、第14回は11月29日の夕刻に予定しております。場所はまだ未定でございますけれども、この日には案文の審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○宮内議長 どうぞ、八代さん。

○八代委員 先ほどの吉原室長が言われた議事録のことなんですけれども、今、非常に事務局の方もお忙しいですから、何も完璧な議事録は必要ないので、特に業界からのヒアリングなんていうのは、逆に書くと向こうも問題がありますので、そういうものは簡単で結構。ただ、私が一番大事だと思っているのは、各省庁と交渉する内容、何が決まったのかというは、当然事務局でも把握されているはずですから、そういうものについてはきちっと記録を残していただいて、直ちに配布する必要はないかと思っておりますけれども、各委員が見たいときには見れるような状況にしておく。とにかく事務局だけが情報を握っていて、委員に渡さないという状況だけはやめていただきたいということでもあります。

○宮内議長 その点、よろしく願いしたいと思っております。あと、よろしゅうございましょうか。

それでは、以上でございますが、なお、一つだけ付け加えさせていただきますと、環境ワーキンググループに八田委員が副主査ということで、意見の取りまとめに参画していただいているということをお知らせいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございます。